

議案第 5 8 号

八幡浜市水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市水道法施行条例の一部を改正する条例

八幡浜市水道法施行条例（平成 2 4 年条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）<u>第 3 7 条第 1 項及び第 2 項</u>の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第 4 条 法第 1 9 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 建設業法施行令<u>第 3 7 条第 1 項及び第 2 項</u>の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）<u>第 3 4 条第 1 項及び第 2 項</u>の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第 4 条 法第 1 9 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 建設業法施行令<u>第 3 4 条第 1 項及び第 2 項</u>の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建設業法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

